

令和2年4月8日

財務省国際局調査課外国為替制度調査室 御中

一般社団法人 信託協会

「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案及び
対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案等、
対内直接投資等に関する業種を定める告示案等」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案及び対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案等、対内直接投資等に関する業種を定める告示案等」（2020/3/14公表）に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	政令第2条第16項第5号	同号に規定される「上場会社等の議決権行使等権限の取得」には、信託受託者が信託の受託財産として所有する上場会社等の株式について、当該信託受託者以外の者が、当該信託受託者に対し、当該株式に係る議決権の行使について、指図権を有する場合を含むという理解でよいか。
2	政令第2条第19項	同項の号には、他の号に該当する者を引用しつつ、他の者を「特別の関係にあるもの」を規定する号もある（例えば、第8号は、「第3号に掲げる法人等」の直接の子会社は「特別の関係にあるもの」に該当すると規定している）。他の号に該当する者が外国投資家に該当しない場合も、当該号に該当する者が外国投資家であれば、当該号に該当する者は密接関係者に該当するのか。（例えば、株式取得者の親会社（第3号に掲げる法人等）が外国投資家に該当しない場合でも、当該親会社の他の子会社（第8号に該当する者。株式取得者の兄弟会社）が外国投資家であれば、当該兄弟会社は株式取得者の密接関係者に該当するという理解でよいか）
3	政令第3条第1項第8号	同号は、信託受託者が信託の受託財産として所有する上場会社等の株式について、当該信託受託者以外の者が、当該信託受託者に対し、当該株式に係る議決権の行使について、指図権を有する場合を含むという理解でよいか。
4	命令第2条第1項第1号口柱書	「法人その他の団体の役員」からは会社法上の社外取締役（同法2条15号）及び社外監査役（同条16号）は除外していただきたい。
5	命令第2条第1項第1号口（3）及び（5）	「外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人」（3）及び「議決権の数を直接に保有している法人」（5）からは「外国投資家に該当しない者」は除外していただきたい。
6	命令第3条の2第3項柱書	直投政令3条の2第2項第3号イは「主務省令で定めるもの」と規定しているため、直投命令3条の2第3項柱書においても、「主務省令で定める外国投資家」ではなく、「主務省令で定めるもの」と規定すべきではないか。
7	命令第3条の2第3項第1号等	外国の法令による「許認可等」の定義を行政手続法2条3号に規定する「許認可等」としているが、日本の金融商品取引法の登録に相当するものも「許認可等」に含まれると理解してよいか。
8	命令第3条の2第3項第4号	適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第63条第2項）としては、自己募集のみが挙げられているが、同様に自己運用も挙げるべきではないか。
9	命令第3条の2第3項第4号	適格機関投資家等特例業務として自己募集を行う者は外国金融機関特例の対象である一方、第二種金融商品取引業として自己募集を行う者（金融商品取引法第28条第2項第1号、同法第2条第8項第7号へ）は外国金融機関特例の対象ではないか。

No.	該当箇所	意見等
10	法第 27 条第 14 項及び第 55 条の 5 第 3 項、政令第 2 条第 16 項第 3 号	<p>・外国投資家が、上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び当該上場会社等の株式に係る議決権等行使等権限のいずれも国内投資家に委任した場合は、対内直接投資等の対象外（少なくとも、国内投資家は対内直接投資等に係る事前届出・事後報告義務を負わない）との理解でよいか。</p> <p>・また、委託者が外国投資家、受託者が外国投資家に該当しない国内信託銀行・信託会社である場合であって、株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限のいずれも外国投資家に該当しない国内投資家（国内信託銀行・信託会社や外国投資家に該当しない国内運用会社）が有している場合、対内直接投資等の対象外（少なくとも、国内投資家は対内直接投資等に係る事前届出・事後報告義務を負わない）との理解でよいか。</p> <p>・法第 27 条第 14 項及び第 55 条の 5 第 3 項により外国投資家以外のものが外国投資家としてみなされる場合としては、どのような場合が考えられるのか。例えば、株式が信託財産として保有されている場合に、株式に投資をするために必要な権限は外国投資家が有する一方で、議決権等行使等権限については当該信託の受託者である国内投資家が有する場合か。</p>
11	政令第 2 条第 18 項	「他のもの」は外国投資家をさし、国内投資家はその対象でないとの理解でよいか。